

総務企画委員会記録  
<第5号>

平成26年第2回沖縄県議会（2月定例会）

平成26年3月25日（火曜日）

沖縄県議会

## 総務企画委員会記録&lt;第5号&gt;

## 開会の日時

年月日 平成26年3月25日 火曜日  
開 会 午前10時1分  
散 会 午後2時10分

## 場 所

第4委員会室

## 議 題

- 1 乙第1号議案 沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 2 乙第2号議案 沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例
- 3 乙第3号議案 沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第4号議案 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
- 5 乙第5号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 6 乙第6号議案 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 7 乙第7号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 8 乙第8号議案 沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例
- 9 乙第9号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

- 10 乙第10号議案 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 11 乙第11号議案 沖縄県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例
- 12 乙第39号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 13 乙第43号議案 訴えの提起について
- 14 乙第47号議案 包括外部監査契約の締結について
- 15 陳情平成24年第84号、同第85号、同第122号、同第129号、同第184号、同第185号、陳情平成25年第8号、同第11号、同第18号、同第22号、同第23号、同第25号、同第35号、同第39号、同第43号、同第46号、同第50号、同第63号、同第64号、同第77号、同第96号、同第97号、同第104号、同第105号、同第108号、同第109号、同第112号、同第114号、同第117号、同第118号、同第126号、同第140号、同第146号、同第147号、陳情第1号、第11号、第14号、第19号、第23号、第25号、第28号及び第32号
- 16 不発弾対策条例の制定について（沖縄県の不発弾対策の現状について）
- 17 閉会中継続審査（調査）について

---

### 出席委員

委員 長	山	内	末	子	さん
副委員 長	仲	田	弘	毅	君
委員	新	垣	良	俊	君
委員	具	志	孝	助	君
委員	照	屋	大	河	君
委員	高	嶺	善	伸	君
委員	玉	城	義	和	君
委員	吉	田	勝	廣	君
委員	前	島	明	男	君
委員	渡	久	地	修	君
委員	當	間	盛	夫	君
委員	大	城	一	馬	君

委員外議員      なし

## 欠席委員

なし

## 説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	又吉進君
基地防災管理統括監	親川達男君
基地対策課長	運天修君
防災危機管理課長	漢那宗善君
警察本部交通部長	砂川道男君

○山内末子委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案から乙第11号議案まで、乙第39号議案、乙第43号議案、乙第47号議案、陳情平成24年第84号外41件、本委員会所管事務調査事項、不発弾等対策条例の制定についてに係る沖縄県の不発弾等対策の現状について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長及び警察本部交通部長の出席を求めております。

まず初めに、乙第1号議案沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、知事公室長の説明を求めます。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 乙第1号議案の御説明をいたします。

与野党議案説明会でお配りいたしました資料の平成26年第2回沖縄県議会（定例会）議案（その3）をごらんください。

1ページをお開きください。

乙第1号議案沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、消防法に基づく製造所、貯蔵所及び一般取扱所の設置の許可の申請

に対する審査に関する事務、貯蔵所の設置の許可に係る完成検査前検査に関する事務並びに特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査に関する事務に係る手数料の額を改める必要があることから、条例を改正するものであります。

以上、乙第1号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 概要だけを見てもほとんど意味がわからないというか、県の危険物製造所、貯蔵所というのは基本的にざっくりばらんに言ってどういうものですか。

○又吉進知事公室長 製造所と貯蔵所と取扱所というものがあります。製造所というのは危険物を製造する施設でございます、いわゆる石油精製施設といったものがこれに当たります。2点目の貯蔵所はこれを貯蔵する施設でございます、ドラム缶、ガソリン等を入れたドラム缶を保管する倉庫、タンク室、タンクローリーも貯蔵所に入ります。それから、取扱所というのはそれを取り扱う施設でガソリンスタンド、パイプライン、ボイラー室といったものが該当するわけでございます。

○當間盛夫委員 要するに、ガソリン関係とか、給油所とか、そういった部分の類いになってくると。電力とかでやる部分とかはどうなるのですか。それも全部同じ範疇になるのですか。

○又吉進知事公室長 そういう企業が持っている貯蔵所等も該当いたします。沖縄電力でありますとか、それから屋外タンク貯蔵所というものがあるのですが、この石油等の貯蔵数量が1000キロリットル以上のものを特定屋外タンク貯蔵所といいまして、500キロから1000キロリットル未満のものを準特定屋外タンク貯蔵所、こういったものはそれぞれの企業がお持ちになっているものも該当してくるということでございます。

○**當間盛夫委員** 手数料の額を改めるというものからして、これは消費税に絡んでの話なのですか。

○**漢那宗善防災危機管理課長** 今回の改正の主な理由につきましては、消費税の引き上げがございます。加えまして、人件費、物件費等の変動の部分を反映させたと同時に、審査所要時間の増加ということで、例えば屋外貯蔵タンクの審査業務に書類記録の確認に対する時間、あるいは現地における検査所要時間等が増加しているということ、もろもろの経費も勘案しての見直しということになっております。

○**當間盛夫委員** これは民間に関する部分だけなのですか。国、県の分はどうなっていますか。

○**漢那宗善防災危機管理課長** これは消防法にかかわる、そういう貯蔵所、そういう施設については全て関係します。

○**當間盛夫委員** では、後で出てくる不発弾がありますよね。不発弾というのは危険物の取り扱いにならない—不発弾の保管庫というのは。

○**漢那宗善防災危機管理課長** ここでいう危険物には、消防法では6つの処理に分類されておりますけれども、例えば、第一類が酸化性固体ということで酸塩類、あるいは第二類としまして可燃性固体ということで硫化リン等、第三類としまして自然発火性物質及び禁水性物質というナトリウム関係、あと第四類としまして引火性液体でガソリン、重油、灯油と、第五類としまして自己反応性物質、有機酸化物、第六類としまして酸化性液体、硝酸や塩化水素の酸ですけれども、沖縄につきましてはほとんど第四類ということで、引火性液体ということで、ガソリン、重油、灯油が対象になります。

○**又吉進知事公室長** 不発弾はこの法令の範疇ではありません。不発弾はいわゆる火薬類取締法でありますとか、そういったことで規制がされているということがございます。

○**當間盛夫委員** 不発弾は火薬類という形になるのですか。この中で、県の危険物という範疇でのものがあつたものですから、貯蔵というものからすると不

発弾も危険物の一つのものに該当してくるのかなというところがあったものですから質疑させてもらいました。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 例えば、平安座の石油タンカーがありますよね。これは恐らく防災計画とかいろいろな中でその対処の仕方をやられるとは思っているのですが、例えばタンカーもありますよね。それからタンク、私も石巻とかあの辺に行って、そのタンクが津波によって破壊されて海に流れて火災が起きたということを目の当たりにして、非常に備蓄基地というのはすごい危険性があるなということを感じたのですが、この辺の管理関係というのはどういうふうに今やっていますか。

○漢那宗善防災危機管理課長 石油コンビナート基地の件でございますが、沖縄県につきましては、うるま市の石油コンビナート、あと西原町にあるコンビナート、この2カ所が対象になります。今回の対象もそういう特定屋外タンク調査といいまして、屋根つきのタンク等も今回の手数料の見直しの対象になりますけれども、現在、消防署を置いている市町村につきましては、各消防で検査をするということでございます。それ以外の消防を置いていない非常備市町村、これが今回沖縄県の条例改正に伴う、対象とするところでございます。

○又吉進知事公室長 委員の御質疑は防災の観点からということで、これはもちろん設置許可の手数料ということでございます。石油コンビナートにつきましては、今委員がおっしゃったように、防災上、東日本大震災でも大きな被害が出ているということで、これは消防法に基づいて定期的に設備の点検というのを行うというのが一つでございます。

また、災害に備えて当然避難の訓練もいたしますけれども、石油コンビナートの防災訓練といったものを毎年やっております。これはそのタンクが火災発生したときに速やかに一消防隊をそれぞれの会社は持っておりますけれども、その消防隊、それから市町村消防、主にうるま市消防などといったところが出動しますが、さらにそこで手に負えなくなった場合は、広域的に消防が対応するといったような、そういう体制をとっているわけでございます。防災につきましては、東日本大震災以降、こういう施設についてはかなり注目が集まっておりますので、また企業関係者とも連携をしながらさらなる防災対策に努めて

まいりたいと思っております。

○吉田勝廣委員 もちろん、消防法は米軍基地には適用できるか、適用できないかいろいろあるかと思えますけれども、その基地の中にパイプライン、あるいはタンクローリー、あるいは石油タンクがありますね。嘉手納に行けばよくわかると思えますが、どこにもあるわけです、タンクは。そのタンクの点検であるとか、それから防衛局を通じてそういうところの危険管理制度というのは確立しているのですか。

○又吉進知事公室長 これを日本政府側が設置するという場合は当然設置許可でありますとか、そういった設置基準に該当してくると思われませんが、米側が設置、管理、運用するものにつきましては、これは地位協定上、分掌上は管理権は向こう側にあるということになるわけです。ただ、当然ながら今想定される災害でありますとか、事故でありますとか、その際は一小さな油漏れについては適宜情報提供を求めているわけでございますけれども、委員御指摘のように、情報が現在我々のところのない面もございますので、そういう災害に備えた体制というのは協定内容を結ぶという形で考えてまいりたいと思っております。

○吉田勝廣委員 もう一つは、老朽化とありますね。タンクの老朽化も危険物で皆さんが入れないわけですから、例えば、嘉手納近くの貯蔵タンクは恐らく設置から相当時間がかかっていると思っております。相当の長い年月をかけていると思えます。ですから、その辺のいわゆるいつ建設されて、いつまで耐用年数があるとか、大体ビルディングは40年とか、あるいはタンクは何年なのかとか。こういう耐用年数、例えば今、CTSの石油基地もよく溶接の部分から油漏れしたことがあるので、この辺の米軍基地の耐用年数とかは調べたことがありますか。

○又吉進知事公室長 今は情報を持っておりません。

○吉田勝廣委員 恐らく地位協定上さまざまな問題があるので、この辺の耐用年数もやはり何となく防衛局のほうに聞いたほうがいいのではないかと。というのは、これまで過去そのような油の流出が起きたことが多くて、また周囲に危険度が増すと。そういうことがキャンプ・ハンセンでもよくよくありましたので、その辺を一つ防衛局から情報を得ていただけないかと思えます。



それからもう一つ、これからイラン・イラクとか、アフガンとか、車が上陸してきますね。いわゆる、向こうで演習した車がまた基地に戻ってきます。そういうときの洗浄液がしみたまま—PCBの問題もあったけれども、PCBの貯蔵庫もこれは危険物なのか、消防法適用なのか、あるいはまた火薬ではないからその貯蔵施設は立入調査ができるのか、できないのかと。これは自衛隊基地にあったわけですから、そこはまた別として。

それから2つ目は、先ほど言ったように、洗車であるとか、さびどめであるとか、洗浄とか、そういうものはどういうふうに大体管理していますか。危険物というのか、消防法にも適用できないだろうから、何を使っているのかというのは大体わかりますか。

**○又吉進知事公室長** そういう具体的な様態については情報を持っておりません。ただ、当然ながら地位協定上の国内法令の遵守する努力規定でありますとか、また基地の中にはJEGSというような環境管理基準もあるわけでございまして、そういったものに照らして運用されているものと我々としても考えておりますけれども、ただこれまでいろいろ油の流出とか、そういうことがあったこともまた事実でございまして、そこは適宜確認する必要はあろうかなとは思っております。

**○吉田勝廣委員** だから消防法でかなり規制されているわけです。刑法関係は地位協定で書かれていますよね。しかし、消防法などは地位協定とかそういう中に書かれていないのではないかなと。抜け落ちているのではないかなと感ずるのですが、それはいかがですか。

**○又吉進知事公室長** 詳細については今は情報がないのですが、今、私どもの知る範囲では、委員がおっしゃったような取り決めでありますとか、県の消防がそれを調査するといったような取り決めはないというふうに承知しております。

**○吉田勝廣委員** 今後の問題としては、火災が発生した、そういう油漏れがある、それから消防法がそのタンクを点検できる、こういうこともやはり一つの新たな環境基準といいますか、それが適用できるようなシステムをどうつくっていくのかということも大事ですよ。

**○又吉進知事公室長** 観点といたしましては、そこで起こりうる事態が県民生

活にいろいろ影響与えるのではないかと。そういう懸念をされるような事故につきましても、この件も含めて環境の問題でありますとか、そういったものはしっかりと政府にその可能性も含めて求めてまいりたいと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に説明員の入替え)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、陳情平成25年第18号を除く知事公室関係の陳情11件について審査を行います。

なお、陳情平成25年第18号につきましても、企画部及び公安委員会と共管することから、3月24日の企画部関係の陳情審査において、質疑は終了しております。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきましても、お手元の陳情資料に基づき御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、継続11件、新規1件の合計12件となっております。

そのうち継続の陳情平成25年第18号につきましても、昨日の本委員会におきまして企画部及び公安委員会との共管として御説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

継続審査となっております11件につきましても、前回の処理概要に変更はございませんので、御説明は省略させていただきます。

続きまして、新規陳情につきましても御説明いたします。資料14ページをお開

きください。

陳情第25号特定秘密保護法の廃止を求める陳情について、処理概要を御説明いたします。

特定秘密の保護に関する法律については、過重な米軍基地負担を抱える沖縄県として、県行政及び県民への影響について、強い関心を持っております。

県としましては、米軍や自衛隊の運用等について、これまで政府から提供されていた情報の入手や、基地行政に必要な調査などが規制されるべきではないと考えており、国民の間にあるさまざまな意見に配慮し、懸念が払拭されるよう、国において十分な説明を尽くすべきであると認識しております。

以上、知事公室所管に係る陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○山内末子委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

**○當間盛夫委員** 陳情平成24年第184号、同第185号だとか陳情平成25年第43号、同第46号一尖閣の部分でいろいろと陳情が数多く上がってきているのですが、皆さんの陳情処理の中で、「尖閣諸島は沖縄県石垣市の行政区分に属する日本の領土である。」と、「政府と同じ見解にたち、今後も国によって適切な管理がなされるものと考えており、県民大会を実施することは……」ということになるけれども、県は何をするのですか。

我々は、石垣は行政区だと、日本領土であるということは見解は一緒ですということをやっているのですが、では県としてその行政区としての立場でこのことに関して、国と一緒にすることではなくて、県としてどういう対策をとるのかというものは何かあるのですか。

○又吉進知事公室長 まず、県としての対策といった場合に、県政に対してどういふ影響、県民生活にどういふ影響があるかということを検証する必要があるかと思ひます。

最も端的なものは、この尖閣も含めてこの漁場で、県の漁業者が中国・台湾の漁船が入ってくることによつて、ある種の圧迫感を受けたり、場合によつては衝突しかねないという事態があり得ると、かなり漁業者からそういう声が上がつておりますので、それに適切に答えていくということでござひます。

そのほか、これは主権等の問題がありますので、さまざまな県民の意識でありますとか、県民の心配とかそういうことはあるわけでござひますけれども、実態としては、まず漁業者の問題、それから石垣市長がさらに言つておりますけれども、将来にわたつてここが外交上の火種になるのではないかというような問題でござひます。

今、そういうものに対しては、県としましてはやはり漁業者の安全を守つていただきたいということをお農林水産部から政府に対して要望しておりますし、また今後どのような事態が起こるかというのもなかなか地方自治体では、予測しにくい部分もござひますので、事態の推移を見つち、国策としてしつかり適切に対応していただきたいということをお申し上げていくということになるかと思つております。

○當間盛夫委員 強行にいけというお話をするのではなくて一日本政府と同じ見解ということではなくて、沖縄県の行政区であるということはしつかりと持つ部分をもつと県が発信する中で、どう平和的な議論、話し合ひを持つ中で、どうありますかということをお再三言われているわけですよ。

沖縄の中で、そういうテーブルを持つたほうがいいのではないかという提案もするし、話し合ひの中での解決方法というのがいろいろなものがあるわけですから、沖縄と中国の部分だとかというのも、しつかりとそのことを持ちながら、中国にもつと話しかけていくという大事なことがありますので、このことは、もつと沖縄で主張すべきではないかという部分と、今まさに言われるように、県の漁業者含めての日本政府に対して安全対策の部分だとか、外務省・農林水産省・海上保安庁に対して、本県漁業者の安全操業の確保に万全の対策を

講じるようにということになっているのですが、今現実の問題として、日中の漁業協定、それ以上に日中の漁業協定というのは、本当に日本国民がわからないくらいで、こんなラインで協定がなされているのというような部分というのが、なかなか県民にも知られていないし、先ほど言うように、日本の国民自体が日中の漁業協定のラインがこんなところかというのをもっと県が出す必要もあるだろうし、漁業者に対する安全対策という部分も県としてもどうしていくんだということが見えてこないのですよ。政府に言いっ放しで、沖縄県としてそのことを一水産省になるのか、海上保安庁になるのか、そのことがどうあると、万全にそういった分での対応がなされているという部分は、何か見えてきているのですか。

**○又吉進知事公室長** この問題につきましては、所管が農林水産部ということで、漁業者の心配でありますとか、今委員が御指摘された件につきましては、これは農林水産部で受けとめて、説明でありますとか、あるいは政府に適切に要望していくかということになります。

したがって、知事公室長の立場では、この方向だとは申し上げられないのですけれども、ただ知事公室としては尖閣諸島全般を見ているということと、広報広聴といったものを預かっておりますので、そこは農林水産部と十分調整をしながら、もし県民の理解でありますとか、あるいは政府への発信が足りないということであれば、そこは検討してまいりたいと思います。

**○當間盛夫委員** 知事公室にそのことでやっているのは、地域の安全という部分というのは知事公室の仕事なのですね。漁民も県民であるわけですから、そういった安全をどう保つかというのは、危機管理の中での皆さんのお仕事になってくるはずでしょうから、これを県としてもどうあるのかということを持つのは、大変重要だと思うのですよ。

今、農林水産部と調整していくというのだけれど、農林水産部は監視体制という部分での船は何隻お持ちかわかりますか。

**○又吉進知事公室長** その情報は知事公室は有しておりません。

○**當間盛夫委員** 県が持っているその部分でのものは、1隻しかない。1隻体制ですよ。ところが、長崎だとか、九州に行くと両県でまたがってだとか、いろいろな連携体制をとって、6隻、7隻体制のものがあるわけですよ。

なぜ沖縄は、これだけ広い海域を持っていて、ましてやその日中だとか日台だとか、地域の領海、漁業の部分でいろいろなことを含めても、農林水産部が持っている監視船が1隻しかないというのは、県の体制として脆弱過ぎるのではないですか。

○**又吉進知事公室長** 今おっしゃったことは、県としては農林水産行政の中で、そういう問題については考えるとのことになっておりまして、今私の立場では、なかなか方針というのは有していないのですけれども、確かに危機管理でありますとか、県民の安全を考えるという観点からすれば、しっかりと県として検討し、できることはやるべきであろうとは思っております。

○**當間盛夫委員** この辺は、皆さん農林水産部と相談するというのは、この委員会に言うことだけで、農林水産部が船を何隻を持っているか知事公室がわからないということ自体、農林水産部と何もそのことに対して検討もしていないということにしかならないわけですよ。その体制で本当にいいのかということも、みなさん地域の危機管理、いろいろな形を含めて、それもやる必要があるだろうし、全くその議論もされないということになったら、常に他力本願、水産庁がやるでしょう、海上保安庁がやるでしょう、外務省にお願いしていますとか、県民のそれは誰がどう基本的に守るかという、やはり県がやらないといけない分があるはずなのに、全くそのことを他力でさせているということは、農林水産部が持っている監視船の話だけではなくて、再三言われている防災の部分で、へりもやりなさいと、これだけの離島を抱えているものからしたら、防災のへりだとか、いろいろな対応も県はとるべきだと言うけど、なかなかそれも検討してこないということになってきたら、沖縄県の防災危機なんて他力でしか物を考えていないということにしかならないと思うのですが、どうなんですか。

○**又吉進知事公室長** 防災行政、漁業行政、さらに危機管理といったものもで

すね、これは、政府、国策一政府の方針というものがあまして、地方自治体としてはできるだけのことをすると、連携してやるということでございます。

したがいまして、そこで地方自治体として取り組みがまだできていない部分につきましては、これは検討しておりますし、対応していきたいと、ただこの尖閣をめぐる問題、漁業の問題というのは、やはり国家間の問題というのが大きくあって、そこはやはりその動きというものを慎重に見ながら政府と連携して行うべきであると思っています。

ただ、委員御指摘のように、地方自治体として足りない部分があれば、そこはきちんと正していく、そういうことだと思います。

**○當間盛夫委員** ぜひ、これは農林水産部だけにそのことを押しつけるのではなくて、農林水産部が持つ船の監視船といものがどのような体制にあって、沖縄県として何をしないといけないのかということもしっかりと認識を持たないといけないですよ。

これは、全く農林水産部でやっているわけですから、不法されているときに、職員ですか一船員の皆さんは、全く警備だとかそのものの訓練を何も受けていないわけですよ。県警とも連絡もとっていない、海上保安庁とも連携をとっていないというようなもろもろがあるわけですから、そういったことももう一回どういう体制になっているのかということは、皆さんもしっかりと農林水産部とも調整しながら、そのことをどうやっていこうかということも含めて、やはり沖縄県からしたら、防災ヘリを持たない部分というのは、やはりおかしいはずでしょうから、そういったヘリ関係をどうしていくかということも、検討してもらいたい、これは要望で終わりたいと思います。

**○山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

**○渡久地修委員** 新規の陳情第25号ですが、特定秘密保護法の廃止を求める要請書。県の処理概要で、「県としましては、米軍や自衛隊の運用等について、これまで政府から提供されていた情報の入手や、基地行政に必要な調査などが規制されるべきではないと考えており」と書いてあるのですけれども、これは

どんなことを指しているのですか。これまで提供された情報とか、必要な調査というのは、それが何が規制されようとされているのか、今やっているのはどうなのか、ちょっと教えてください。

**○又吉進知事公室長** これは一般論でございまして、この特定秘密保護法については、運用の具体的な指針でありますとか、どういった情報が具体的に指定されるかというのは今のところ明らかになっておりません。法そのものは成立しておりますけれども。

今委員の御質疑に関しましては、基地をこれだけ抱えていて、事件のたびに例えば日米合同委員会で決められたことの内容でありますとか、それから仮にヘリの事故が起きたときに事故原因であるとか、どういう飛行をしていたのかとか、そういったものはやはりこれまで求めておりますけれども、出てこない部分もあるわけで、そういったものが逆にこの法令に係ることは、よもやあるまいということを私どもは改めて政府に対しても申し上げているということでございます。

**○渡久地修委員** 例えば、現在原子力潜水艦が入ってきますね。これに対してはどのような一県との関係ではどんな通報があるのですか。

**○又吉進知事公室長** 原子力軍艦の寄港につきましては、外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関する合衆国政府の声明というものがございまして、受け入れ国政府の当局に対し、24時間前に通報されるということになっております。

この通報がありますと、政府側から各自治体、それから漁業関係者に対して、その24時間前と、少なくとも入港については情報が入ることになっております。

**○渡久地修委員** これは今、ちゃんとやられていますか。

**○又吉進知事公室長** そのように運用されております。



○渡久地修委員 あと、米軍が演習をやる場合、それについては通報義務はありますか。

○又吉進知事公室長 地位協定上、条文に演習等、訓練が行われる場合に通報しなければならないという規定はありません。ただ、大規模な県民生活に影響が与えられる騒音でありますとか、海域の使用とか、その場合はおおむね好意的な通報があるというふうに承知しております。

○渡久地修委員 いわゆる外来機の騒音が問題になっているのは、それに関してはどうですか。

○又吉進知事公室長 これも今申し上げたように、全て県側に通報されるということにはありません。ただ、一部につきましては、事前にプレスリリースといった形で公表されることがございます。

○渡久地修委員 今でもこういう状況の中で、特定秘密保護法のもとで、こういう自衛隊あるいは米軍の運用に関して、これが全くの運用だから、秘密にされて全く情報が入ってこないということになったら、これは基地を抱える沖縄としては本当に県民に対する影響というものは多大なものがあると思うのですよね。

今でさえ好意的にというものがある中で、特定秘密保護法がやられたらこうなってしまう。福島などは、原発事故のいろいろなものがずっと隠されていたというのもあって、向こうの議会も廃止を求める意見書を出していると思うのですが、そういう意味では、沖縄は県としてもきちんこの条文なりを研究してやっていく必要があると思うのですけれど、先ほど詳細なものがわからないと言っただけけれど、これはどこで、きちんと研究するような体制を皆さんはとっていますか。

○又吉進知事公室長 まず、行政機関として、しっかりこういう法令あるいは法令運用につきましては、政府に対し、とりわけ沖縄県政に関係のある部分につきましては、重大な関心を持って照会なり、問い合わせ、こういうケース

ではどうかといったことも今後申し上げていきます。

また、安全保障研究の観点から、特定秘密保護法案に関する研究といったものもやっております。これはいわゆる一般論というか、研究者の観点からこのような意見があるといったようなことも、県としては研究し、これを公表しております。実際に県民生活にどのような影響があるかにつきましては、これは関心を持って見てまいりたいと思っております。

**○渡久地修委員** オスプレイに関して、日米の合意がありますよね。住宅上空を飛ばない、病院上空を飛ばないという合意が、これは違反しているということで、皆さん方300件余り指摘していますよね。目視調査とか、市町村の調査とか、こういったものまでも禁止されるのではないかと、要するにオスプレイの運用ですからね、米軍機の。そうじゃないかという指摘もあるわけですよね。こういったものに関しての危惧の念は持っていませんか。

**○又吉進知事公室長** 危惧といいますか、今のところオスプレイの飛行対応についての情報と、それがこの法案にどう影響するかは全く見えていないわけでございますけれども、処理方針で申し上げましたように、今政府からいただいたり、こちらから問い合わせたりしている情報等は、場合によっては今条文を読んだ限りでは範囲がはっきりしないわけですから、そういうことに係りはしないであろうと、あるいはそういうものがあってはならないという形で、そういう姿勢で臨んでまいりたいと思っております。

**○渡久地修委員** これは大変危惧されることなので、皆さん方も重大な関心というより、県として、福島のように言うべきことは言わないとだめだと思いません。3年前の3月11日の震災のときに、私はたまたま県議会の決議を持って、ケビン・メアの沖縄県民は怠け者でしたか、ゴーヤーもつukれない、ゆすり・たかりの名人と言ったものに対する意見書の決議を東京のアメリカ大使館へ抗議に、代表団の一員として行ったのですよ。大使館に向かう途中であの地震が起きたのですよ。震度5強で、それで大使館に連絡をとって、私たちもどうするかということを議論して、ここまで来ているからとにかく歩いてでも行こうということで行ったのです。行ったら大使館も中には入れません。避難命令が

出ていますと言うのです。それで、今のズムワルト、当時の公使が出てきて入り口で受け取ったのですよ。あのとき私たちは、東京近辺で地震が起きていると思っているから、福島でこういう事態—原発のことは想像もできないわけです。避難命令が出ていると言うから、この建物が震度5強で崩れるという心配なのだなと思っていたわけです。

後で聞いたら、どうもこれは福島原発事故で米軍が東京まで危ないということで避難命令を出していたのではないかという話も聞こえてきたものだから、非常にぞっとしたのです。ところが、日本政府はそれをずっと隠し続けていたわけですよ。それが特定秘密保護法なのですかね。もっとこんなものが隠されてしまうということで、私は非常に心配—特に、米軍基地がこれだけ集中している沖縄としては、原子力潜水艦も来るわけですし、米軍機がこれだけやりたい放題やっている中で、今でさえ日米地位協定で全部がんじがらめで秘密扱いされているものが、さらに特定秘密保護法でやられると思うから、県としてもきっぱりとこういうのは沖縄に適用すべきではないということは言うべきだと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 陳情平成25年第43号と同第46号の継続についてお聞きいたします。地域安全政策課ではなくて、交流推進課が所管課となっております、なぜ地域安全政策課ではなく、交流推進課ですか。ちょっとお聞かせください。

○又吉進知事公室長 尖閣諸島をめぐる問題というのは、長い歴史を持っているわけがございます。基本的にいろいろな整理の仕方、観点があろうかと思いますが、中国と日中間の関係、また基本的に日中間、あるいは沖縄と中国の関係というのは、平和裏の交流がなければならないというのがございます。

その中で、尖閣の問題が日中間の一つの大きな火種になっているわけがございますが、そういうのがエスカレートしたというのですか、非常に浮上したのがこの3年ぐらい、いわゆる政府による—東京都知事が火をつけたその地域の公有化・国有化といった問題であったと思います。

それ以前から、日中間の交流の観点から、この問題を見ておりまして、県はその都度いろいろ発信してきたわけでございます。今年度から、交流推進課は知事公室の所管になっておりまして、地域安全政策と同じ知事公室のもとで連携をとりながら、いろいろな考え方については発信していくということです。申し添えますと、地域安全政策課は、やはり安全保障—この地域の危機管理も含めた、そういったものを研究するという仕事を持っておりまして、全く無関係ではないのですけれども、そのあたりは両課で連携をして、知事公室のもとでやっていくと、そういう体制をとっているわけでございます。

**○高嶺善伸委員** それで、皆さんの7ページの処理概要を見て、そういう意味での平和的な外交によって一日も早く関係改善を図ってほしいという考え方ですけれども、県が考えておられる問題解決のための平和的な外交というのはどういうことを想定しているのですか。

**○又吉進知事公室長** 大変抽象的になってしまうのですけれども、やはり外交の場ではこれまでの報道でありますとか、日本政府、中国政府の声明を見ておりますと、やはり一言発することが大きなあつれきを生んでしまうということもございますので、そういったものからまず離れて、沖縄県としましては長い中国との交流の歴史、文化の歴史とそういう文化交流でありますとか、学術交流、人材交流という事業をしっかりとやっていこうということでございます。

また、琉球はもともと中国のものであったといったような論文が出たりとか、そういうものが大きく報道されるわけでございますが、そういったことに一喜一憂せずに、しっかりと今まで培った中国との交流事業を進めていこうと、そういうことを考えております。

**○高嶺善伸委員** ソフトパワーをどう発揮するかということで、皆さんのシンポジウムにも私参加して、大変興味深いと思ったのですが、この国有化後の3年来、沖縄が果てしている役割、つまり政府に平和的な外交を求めている一方、沖縄としてどういう取り組みを具体的に、改善につながるような成果が出ているか、何かありましたらお聞かせください。

○又吉進知事公室長 情報発信として、そういうことを政府に求めつつ、去年は安全保障フォーラムというものをやりました。そこには台湾の方、中国の方、来ていただきまして、シンポジウムの中でパネラーとして発言していただいたわけでございます。

実際に中国の方と話をしてみますと、国策上あるいは国の立場上、尖閣に対してこういう態度をとり続けているということとは別に、やはり非常に歴史の問題であるとか、解決策というものを真剣に考えておられる方がいらっしゃいますので、そういう方々との交流を続けていくということでございます。

○高嶺善伸委員 処理概要の後段ですけれども、尖閣周辺海域の昨今の状況というものについて、外務省や農林水産省や海上保安庁から逐次、尖閣周辺の状況について県に何らかの情報提供、情報収集そういう連携はあるのですか。

○又吉進知事公室長 海上保安庁からプレス公表の範囲ですけれども、現在中国公船が何隻入っている、あるいは領海侵犯をしたといった情報は逐次いただいております。

○高嶺善伸委員 ちなみに、どんな状況ですか。

○又吉進知事公室長 統計データにつきましては持ち合わせておりませんが、現在私どもが持っている情報によりますと、接続水域内に3隻中国の公船が入っているというふうに聞いております。

○高嶺善伸委員 とにかく行政区域であるのですが、外交の問題であったり、海上保安庁の業務の内容であったりして、沖縄県があまり知らぬ範囲で仕事が行なわれているのか、県民への危険性はどうか、全く報道を通じて我々も情報を知るしかないのですよ。しかし、県はホットラインで報道以上の情報を共有して危機管理に備えていく必要があると思うのですが、その辺はどうか。

○又吉進知事公室長 委員のおっしゃるとおりだと思います。報道で初めて知

ったということでは、県民に対する責任を果たせないので、今ほぼ報道と同時に、報道発表資料は県はいただくことにしております、ほぼ領海侵犯が発生した直後に、そういったものはいただけることになっております。

**○高嶺善伸委員** 最近の報道は、領海侵犯と言わずに、領海侵入という表現が多いのですが、県はどのように考えているのですか。

**○又吉進知事公室長** そのあたりの厳密な用語の定義につきましては、余り県は意識しておりませんが、侵入・侵犯どちらにしても我が国の領域、なかんずく沖縄県の領域に外国船が入ってきたという認識では同じでございます。

**○高嶺善伸委員** 日中漁業協定の小渕書簡以降、東シナ海沖縄近海で中国公船が自国船を取り締まり指導という理由で、海域を自由に航行して、本県の漁船や航行する船舶との間に接触事故が起きることは十分私は予想できる事態だと思っているのですよ。これは大変一領海ぎりぎりまで中国漁船が自由に操業できるということだけでは、農林水産省の問題だけではなく、外交上の問題もあって、こういう経緯になっていますので、本県の対応というと農林水産部ではなくて、知事公室がこういう一触即発の状態というものについて、常に緊張感を持って対応していないといけないと思うのですが、その辺の認識はどうか。

**○又吉進知事公室長** 知事公室もそういう危機感というか心配をしております。仮に被害が生じるとするならば、漁民ということになりますので、漁民の声をしっかり聞くチャンネルを持っている農林水産部において、そのあたりはしっかりと対応することになりますけれども、ただ委員が今おっしゃるように、これは外交の問題、外務省に働きかけるということにつきましては、これは知事公室も連携してやっていくということでございます。

**○高嶺善伸委員** この前漁民の皆さんと話していたときに、突然拿捕された場合、沖縄県あるいは日本政府は自分たちを保護し、救済してくれるかという話をしておりましたが、本当にそういう状況にあるのですよ。こういうことを想

定した危機管理というのは、県はどのように考えているのですか。

○又吉進知事公室長 今、具体的な拿捕事例につきましては、これはかくあるべしだというようなものは持ち合わせておりませんが、これは過去に沖縄の領域以外でもそういうことがあったわけでごさいます、これは政府としてしっかりとした対応をしていただけると、またそれが沖縄の仮に漁民であった場合は、政府と県が連携をして適切な対応をするということになるかと思えます。

○高嶺善伸委員 適切な対応というのは、どういうことを想定しているのですか。

○又吉進知事公室長 それがいかなるものかと、ケースによって異なると思うのですが、過去でいいますと、例えば沖縄の漁船でいえば、中国ではなくて、南洋のスマトラで拘束されたという事例がございました。その際は、その漁連とも連携をしまして、農林水産部において早期解放・早期決着ということを外務省に働きかけたということもございます。

したがって、そういうことを基本的にやっていると、ただ、それ以外のどういう不測な事態が起こるかわからない状況でございますので、それはその事態の内容によってしかるべき政府の機関にお願いするということになるかと思えます。

○高嶺善伸委員 それで、中国、台湾の漁船は全てGPSで航跡、居場所が瞬時に政府で掌握できるような状況にあるのですが、本県の場合はこれがないのですよ。いつどんな状況で拘束あるいは拿捕されたかという状況確認は我がほうは持っていないのですよね。

そういう状況で、適用除外水域、提供水域もそうですけれども、何が起きるかわからないということを想定しながら、突発的な問題が起きたときに、本当に県民の安全が守れるのかということを考えると、農林水産省の仕事—沖縄漁業基金の事業でできるという本会議の答弁がありましたので、全てに位置情報がわかるような機能を持った無線などを搭載して行って、日々尖閣周辺を含め

まして、公海での移動も、また漁場での操業も含めて、各課連携して注意を喚起しながら情報収集しないと、全然今のところは情報管理の雲泥の差があるというのが、漁協側からの台湾の情報なのです。そういう取り組みは緊急に強化すべきではないですか。

**○又吉進知事公室長** 今の事案につきましては、農林水産部の所管になるわけでございますけれども、知事公室は危機管理連絡会議というのを所管しております。まして、危機管理というのは全庁的に行うのですけれども、さまざまな危機事象というものが県政に重大な影響を与えるという場合は、部局を超えて対応するという申し合わせができております。

したがいまして、今の事案、事例あるいは想定されることにつきましては、今おっしゃられる範囲では農林水産部が適切に対応することになりますけれども、場合によっては全庁を挙げて対応する可能性も出てくるだろうと思います。

**○高嶺善伸委員** これに関して最後ですけれども、防空識別圏を設定した後、緊急スクランブルというのは今どういう状況になっていますか。

**○運天修基地対策課長** 昨年の緊急発進の回数ですが、国内では563件となっております。そのうち南西航空混成団の部分が295件となっております。全体の中で、中国機に対するスクランブルが563件中287件となっております。

**○高嶺善伸委員** 私は週2回那覇空港を使うのですが、自衛隊機の緊急発進とかち合って待機される時間がずっと長くなっているのですよ。今こういう287件というのは全て那覇空港から発進しているのですか。

**○運天修基地対策課長** 中国機に対する全てのデータは持ち合わせておりませんが、南西航空混成団からの発進が295件ということになっております。

**○高嶺善伸委員** 公室長、海も一触即発、空もそういう状況で、これはみんな那覇空港から離発着しているので、民間航空機の運航にも相当の支障が今出ているのですよ。



だから、我々おくれではいけない会議も間に合わせたい用事もある中で、最近この緊急発進が多くなってきたことについて、知事公室あるいは県として実情をしっかりと把握して、対応を庁内で検討しておいたらどうですか。

**○又吉進知事公室長** 今、基地対策課長が申し上げたように、発進の数字というものは把握しているわけですがけれども、委員御指摘のように、それが県民生活にどういう影響を与えているか、どういった飛行機のおくれを生じたかにつきましては、これは空港を所管する企画部との情報交流ということになりますけれども、できる限り適切にやってまいりたいと思っております。

**○高嶺善伸委員** 陳情平成25年第50号について聞かせてください。説明資料10ページの処理概要ですが、「協力してまいりたい」ということで、消防庁舎の移設について、今近々な課題となっております。空港跡地ですので、国有地があったりということで、スムーズな移設ができるのかどうかを含めて県の協力体制というものはどうなっていますか。

**○又吉進知事公室長** いわゆる旧石垣空港の跡地とその消防庁舎の関連、それには要するに急患輸送体制であるとか、あるいはそこから実際に病院との距離であるとか、さまざまな御指摘をいただいているところでございます。

現在、県の中でそういった調整をして石垣市とも調整をしているところでございまして、今後さまざまな観点から検討してまいりたいと思っております。

**○高嶺善伸委員** 今の離島の急患へり輸送は新石垣空港に着陸して、そこから救急車で八重山病院に搬送するという形態になっていますよね。

**○漢那宗善防災危機管理課長** 急患搬送につきましては、石垣市消防あるいは市、海上保安庁と協議しまして、旧飛行場が病院に近いということがございまして、旧空港を活用しております。

**○高嶺善伸委員** では、旧空港の施設の一部に、離島の急患輸送へりが着陸できるような施設を確保して、新空港ではなく元空港で急患の受け入れはしてい

るということでしょうか。

○漢那宗善防災危機管理課長 これにつきましては、石垣市と県と調整しまして、県の一部補助もしまして、急患搬送ができるヘリポートも整備しているところでございます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に補助答弁者の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、本委員会所管事務調査事項不発弾等対策条例の制定についてに係る沖縄県の不発弾等対策の現状についてを議題といたします。

ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 沖縄県の不発弾処理事業の背景及び現状について御説明いたします。

不発弾処理事業は、昭和49年3月の那覇市小祿での爆発事故を契機に開始されました。去る大戦における不発弾等の発生量は約1万トンと推定され、これまでの処理実績約7900トンを差し引くと、今なお約2100トンが埋没しているものと推定されております。全てを処理するには長期間を要するものと見込まれております。同事業については、県主体の事業として不発弾等処理工事、広域探査発掘加速化事業、不発弾等保安管理等事業、住宅等開発磁気探査支援事業の4事業をやっております。

また、市町村主体の事業といたしまして、市町村磁気探査支援事業、市町村

特定処理支援事業の2事業、合計6つの事業を推進しております。なお、民間による住宅等開発磁気探査事業につきましては平成24年度に創設いたしました。平成25年度より事業主体を市町村から県へ移行しております。

以上の事業につきましては、沖縄振興特別措置法附則第5条及び第5条の2に基づき、国の責任において実施されているものであり、県としましては今後同法の趣旨を踏まえ、不発弾処理対策のさらなる強化を国に求めていくこととしております。

以上でございます。

**○山内末子委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

これより、本委員会所管事務調査事項不発弾等対策条例の制定についてに係る沖縄県の不発弾等対策の現状について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

**○當間盛夫委員** 今の公室長のお話の中で、県の主体の事業として不発弾等処理工事がありますよね。この処理工事というのはどういうものですか。

**○漢那宗善防災危機管理課長** この事業につきましては、昭和50年度から実施しております事業でございます。面積100平米以内の不発弾探査発掘を行う事業がありまして、重大事業ということで実施しております。100平米未満の探査発掘です。探査発掘を処理工事と呼んでいます。

**○當間盛夫委員** それともう一つ、不発弾等保安管理等の事業というのがあるのですが、これは県で保安管理しているところで、これから八重山云々という部分があるのだけれども、どこどこあるのですか。

不発弾の処理というのは、陸上自衛隊の部分で保安管理しているのかなという認識があるものですから、今度八重山でやる分はどのような形になるのですか。

**○又吉進知事公室長** 不発弾の処理につきましては、それを無害化するといったそういった部分につきましては自衛隊が行っているわけですが、そういうふうに処理された不発弾につきましては、県が不発弾保管庫というものを持って

おりまして、そこで一時保管をしております。

現在、保管庫がございますのが、読谷村、宮古島市、この2カ所でございます。現在、石垣市にその保管庫を設置すべく今年度予算を計上し、さらに先般繰り越しをお願いしたところでございます。

○**當間盛夫委員** この保安管理をしますよね、読谷だとか宮古、今度は八重山。これはどんな管理状況になっているのですか。誰かが常駐しているのですか。

○**漢那宗善防災危機管理課長** 主には民間の警備会社に委託しておりますけれども、日中は人による監視、夜間は機械による管理のみとなっております。

○**當間盛夫委員** この不発弾処理事業ということで、6つの事業があるのですが、大まかでいいのでこの6つの事業で年間どれぐらいの予算になっていましたか。

○**漢那宗善防災危機管理課長** トータルで平成25年度は26億円、平成26年度が約27億円となっております。

○**當間盛夫委員** この部分で住宅等開発磁気探査の分が、平成24年度がなかなか執行されないという分で5億円余り執行残を残してしまったということで、いろいろと改善する分で、県に移行したものがあつたのです。これは目に見えてのいろいろな成果があるのですが、現状をちょっと教えてもらえますか。平成25年度がどういうふうな予算の執行状況かだけでいいです。

○**漢那宗善防災危機管理課長** 平成25年度につきましては、約3億円—2億9400万円ですけれども、申請件数は88件となっております。

○**當間盛夫委員** 当初予算は五、六億円ぐらい組んでいましたか。それは執行率でいったらどれぐらいになるのですか。

○**漢那宗善防災危機管理課長** 約50%でございます。

○**當間盛夫委員** もっと市町村と連携しながら、住民のほうにも周知する分も大事でしょうし、事務処理を早める意味合いでも磁気探査の協同組合だとか、それに携わっている皆さんがいるわけですから、その専門の皆さんを交えながら事務的な分をいかに迅速化するかということは、平成25年度変えた部分もその意味合いもあつたはずでしょうから、結局皆さんの処理を待つとなるとなかなかなその事業は後回しになるわけですから、それをいかに迅速化するかということがこれからのまた勝負にもなってくるはずでしょうから、その旨比率を上げる分を市町村とも連携してもらいたいなというふうに思っております。

そういった部分からすると、その保安のあり方だとか、この事業のあり方等も、ぜひ今回出されている条例の中に保安だとか、処理だとかという部分を何とか組み入れる分があるのかなというところもありますので、この第一歩ですから、これからまた追加というところもあるのですが、その辺は何か認識的なものがありますか。

○**又吉進知事公室長** 議員提出条例ということで、私たちもできる限りの御協力をさせていただこうというふうに考えております。この条例に対する立場といたしましては、この戦後処理につきましては、先ほど申し上げたように、沖縄振興特別措置法に書き込むよう要望し、そしてそれなりの条文ができていくということで、県が行う事業の根拠というものをここに求めているわけでございます。

しかしながら、今、議員がおっしゃったことも含めて、例えば普及啓発でありますとか、あるいは今後もやはり県民が強い危機意識を持って不発弾の問題に対応していくといった観点から、こういう条例が活用できるのではないかと考えております。

○**當間盛夫委員** 昭和49年の聖マタイ幼稚園の事故から始まっているので、いまだにそのことがずっと続いていて、あと70年というようなものを考えてみると、我々もこの決して風化されるということは沖縄県はないのでしょうかけれども、この不発弾に関しては、常に現実の問題として隣り合わせだというところがありますから、この条例を何とか踏まえて、県民にしっかりと周知できるような条例をつくっていただければいいなと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 幾つか質疑させていただきます。まず、公室長はこの不発弾ですね、戦後70年近くなって全国では各県年に1回あるかないか、ほとんどないというのが実態だと思います。不発弾の処理の予算を那覇市などは当初予算で計上していましたが、全国調べてもそんなものなかったですよ。あるとすれば出てきたときに予備費から対応するとかということで、これぐらい沖縄というの是不発弾が埋まっている、全国一あるところ、そういう意味では、全国にない特殊事情だと言えらると思うのですよ。これが法律もない、先ほど沖縄振興特別措置法の中一あれは要綱ではあるのですが、不発弾対策処理法もないし、県の条例もないままに来て、あるのは申し合わせ事項の不発弾処理対策便覧ということで、申し合わせ事項だけでやっているという点では、条例のすき間だったと思うのですね。今度、議会基本条例ができて、議会も積極的に条例制定にも政策提言にも取り組もうということを決めて、与野党ここで、これは前期の総務企画委員会一前の當間委員長が総務企画委員長のときから継続審査になって、条例をつくったらどうかという議論をやってきた。何とか条例の形になりつつあるのだけれども、その条例を議員提案としてつくろうということに対して、公室長は本会議ではぜひ協力していきたいと答弁もしています。その沖縄県不発弾対策条例一名前はどのような名前になるかはわかりませんが、これに関する条例をつくろうということに対しての担当部署としての見解をまず教えてください。

○又吉進知事公室長 まず1点目は、議員の発議というのですか、議員提出条例であるということです。それは議会として高い問題意識を持ってこういった条例の必要性について議論されているということをもまず認識しております。

執行部といたしましては、その条例のほうにかかわらず、不発弾の問題というのは戦後処理の重大な問題、また県民の生命と安全にかかわる重大な問題と位置づけておきまして、予算を倍増していただいたり、政府の責任でやっていくように求めているわけでございます。

この不発弾を処理する責任というのは、これは総合事務局を中心に検討会議がありまして、主に政府、さらに実際に処理に当たるのは自衛隊でありますとか、政府機関あるいはその警戒に当たる警察とかですね、県の組織の枠組みを超えたところでおおむね動いていただかなければならない面がございます。市町村もそうでございます。

したがって、そういうものに、そういう事業なり、そういう行動を課すという意味では現在の沖縄振興特別法が一つの根拠となっているわけでございます。県といたしましては、やはり先ほど申し上げましたように、不発弾に対する認識でありますとか、こういったものがややもすると、これが少し弱くなってしまって、それが県民生活に重大な危険を与えかねないという危機意識を持っておりまして、例えば修学旅行生が不発弾を機内に持ち込もうとしたとか、そういった事例が不用意に不発弾にさわってしまうといったことを防ぐためにも何かの仕組みは必要であろうと、そういう観点から条例を見ております。

**○渡久地修委員** それで、私は認識は一致していると思うのですが、まず不発弾というのは、沖縄戦があったから不発弾が存在するわけですよ。だから、不発弾が存在している原因というのは沖縄戦であるということ。これは、戦後処理の一環としてなされるべきであるものというのは、私は沖縄県も議会側も一致していると思うのですよ。ところが、国が果たしてその観点に立っているかといったら、先ほど法律とか、いろいろ振興特別措置法とか言いましたけれども、私は読みましたけれども、国の責任でやりますというのは一切書いていないですよ。配慮しますとか、そういう書き方なのですよ。そして、当初は予算は、市町村が半分持っていたのですよ、処理費用の半分。これはずっと沖縄県側が国の責任でやるべきだということを何度も言い続けて、だんだん、だんだんアップして行って、そして10分の9にまでなっている、10分の9ですよ、まだ全額にはなっていないですよ。10分の9にまでなっていて、残りの10%は特別交付税で措置されるという一特別交付税というのは市町村の財源、地方の財源ですから、そういうような枠組みになっているわけです。だから、これは沖縄県側の長い間の国に対する要望でこういうふうにならざるを得ないわけですよ。最初から国がそうやっていたわけではないわけですよ。そして、糸満の不発弾爆発事件が何年前にありましたよね。あれから今度磁気探査も民間

にまで広げていこうということ、これは我々沖縄県側が言い続けてきてここまでできたわけですよ。最初から国がやっていたというものではないのですよ。沖縄県側が言い続けてきてここまでできているのですよ。不発弾の問題は、一番不発弾を抱えている我々が沖縄県側が言い続けないと、これはいけない問題だと思うのですよ。今までの予算がふえていった中身とか含めて、その辺の認識はいかがですか。

**○又吉進知事公室長** おおむね議員のおっしゃたとおりだと思います。聖マタイ幼稚園の事件以来、県は政府に国の責任でという言葉を使って求めているわけでございます。その政府的な問題、それから予算措置体制といったものもですね、沖縄県の求めに政府が応じた結果であるというふうに考えております。

**○渡久地修委員** 沖縄県側ですよ、沖縄県だけでなく市町村もずっと決議も上げてきたからですね。そして、公室長、先ほどこれは主に自衛隊と言ったけれども、違いますよ。県は調整ですよ、不発弾が発見されると、この発見されて、穴を掘って、いろいろな準備をするのは全部市町村です。住民避難も市町村です。市町村が一番大変なのです。それが起こった後に不発弾を処理するというのが、最初は通産省かどこかだったけれども、その後と途中から自衛隊にかわったけれども、自衛隊は不発弾というものを、実際上の爆破処理か、解体処理かということをやるのが自衛隊なのですよ。

穴を掘って、処理ごうまでつくる、そして住民を全部避難させる、これは市町村なのです。だから、市町村の負担というのは大きいわけですよ。それと、避難される住民というのは一切保障の対象になっていないというのが実態であるわけです。その実態は知っていますよね。どうですか。

**○又吉進知事公室長** 不発弾処理につきましては、総合事務局に沖縄不発弾等対策協議会といったものがございまして、その都度、そのケースケースに応じてその市町村の役割、県の役割といったものを協議しているわけですね。

したがって、市町村側がこうむった負担等につきましては適切に財政上の措置がなされるわけですがけれども、ただ、これまで例えば休日に処理が行われた場合の人件費でありますとか、それから3年ぐらい前に病院の近くの不発弾の



爆破処理が行われたときに、その避難にかかわる手当とか、そういった課題がいろいろありまして、それは現在糸満での事故を機に設置されました、不発弾対策の基金、これで一部出ております。こういった形で、常に起こり得るあるいは起こった事象について県は要望を申し上げて、それに対して除々に改善されているというのが現状だと思います。

**○渡久地修委員** いずれにしても、県は調整事業だけれども実際の住民とかかわる、避難もさせるという点では市町村の負担というものはとても大きいのですよ。現実には職員も出て行くわけです。それで出て行ってその職員の人件費というのは出ないから、何をしているかといったら、休日に出て行ったらその分代休措置で休ませるわけです。これがほとんど市町村のやり方で、負担というものは結構あると。それで、あと不発弾の避難半径がありますよね。私は市議会議員のときに避難半径というものを全部調べたのですよ。あのとき250キロ爆弾で那覇市は700メートル、沖縄は全部700メートルだったのですよ。なぜ700メートルなんですかということをして市に問い合わせをしたら、市はわからない、県に問い合わせをしたら県はわからない、自衛隊に問い合わせをしたら自衛隊もわかりません。自衛隊は、これは市長が決めるものですよと言うのですよ。市に問い合わせをしたら、これは自衛隊ですよ、県ですよと誰もわからなかったわけです。全国調べてみたら、沖縄が700メートルのときに大阪市は200メートル、静岡の浜松は250、名古屋市300という状況であったわけです。なぜこうなっているかと問い詰めても誰もわからないという状況が当時あったわけです。では、なぜ当時700メートル—物すごい人間の避難だから、これは何とかできないかということで、ずっと議会で追及して、そして取り入れられたのが今のダイナプレートを使った6メートルの穴を掘って、鉄板でやってということで避難半径を半分に縮めたというのがこれまでのいきさつであるのだけれども、そういう意味では、どこが中心になるという点でも非常に今までは曖昧であったわけです。そういう意味では、きちんと本来であれば国の責任でこれはやられるべきものだと、財政措置の問題も、私はずっとそういう視点を持っているのですけれども、その辺はいかがですか。

**○又吉進知事公室長** いろいろな改善点なり、それから民間の磁気探査もそう

ですけれども、不発弾の問題につきましては依然として課題が残っているのは確かでございます。これを一つ一つ改善するのは、何度も繰り返しますが、国の責任においてやらなければいけない。ただ、そういった情報はしっかり行き渡らずに、何か情報の押しつけ合いになるといったものを防ぐために政府が不発弾等対策協議会というものを持っているわけございまして、そういったものが強化されたり、あるいは別の組織体制になったりとか、やはり今後改善すべきは改善されるべきだと考えております。

**○渡久地修委員** あと、不発弾が発見されたときに、最近は非常に少なくなってきたはずですが、民間の業者が家をつくるときに、不発弾が出てきたら工事がとまってしまうと、さあ大変だということで—これは聞いた話ですが、この前も磁気探査協会の方々にも聞いたのですけれど、大変だということで、工事と関係ないところに持って行って置いて工事は続行させるとか、あるいはこれは去年の9月23日の新聞に載った宮城島に8発不発弾が不法投棄されていたというのが、これは以前までは当たり前のようであったというのですよね。交番に夜中置かれていたとか、誰が持ってきたかわからないと。もし発見されて通報して工事がとまったら物すごい損失だということで、そういうのも起こったというんですよね。今でもこれはありませんかと聞いたら、この前の不発弾探査事業協会の方々には、ないとは言えませんというようなことまで言っていましたけれどね、だからそういう意味では、きちんと発見した方は通報するというのを、県民にやってもらうということが必要だと思うのですよ。そうしないと、今言ったものは、そういうことはできない。

だから、国、県、市町村、そして県民の役割としても発見した人は直ちに通報してもらうということはとても大事だと思うのですけれども、その辺はどうですか。

**○又吉進知事公室長** 先ほど申しあげましたように、高校生が飛行機に持ち込もうとしたとか、そういう事例は不用意な無知というのですか、そういった事案があるわけございまして、そういう意識啓発ということは必要だと思います。

○渡久地修委員 3月2日過ぎましたけれども、聖マタイ幼稚園の悲惨な事故からちょうど40年です。40年で私はかなり不発弾に対する意識は風化しつつあると非常に危惧しているのですよ。私たちの先輩たちには、例えば不発弾を戦後、鉄くずを集めて、不発弾で手を失った人もいるのですよ。そういう人たちを生に見てきたから、そういった不発弾の恐ろしさというのもわかるけれども、今の子供たちはそういうのを知らないし、見つけても何をするかわからないわけですよ。そういう意味では、きちんと学校教育でも、どういう場でやるかという点では、この不発弾を考える日を設定して、きちんと啓発していくというのはとても大事だと思うので、私はぜひ、これは知事公室も一緒に含めて、今までこれだけ日本一多く不発弾を抱えて、あと70年もかかるというものを、70年でなくて、この前質問があったように加速させていくという点でこの条例を制定してやっていくというのは非常に大きな意義があると思うのですが、最後に公室長、もう一回意見を聞かせてください。

○又吉進知事公室長 繰り返しますけれども、議員提出条例という中で議論されているということでございます。先ほど申し上げたような、やはり長い時間かかってしまう不発弾の処理については、そういった現状もございますので、これをいろいろな形で加速し改善していくという意味で、その観点からこの条例も議論をしていただければというふうに思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

休憩いたします。

(休憩中に、山内末子委員長から沖縄県不発弾等対策に関する条例(素案)について、知事公室長から意見を聴取したいとの提案があり、そのとおり決定した。)

○山内末子委員長 再開いたします。

沖縄県不発弾等対策に関する条例（素案）については、休憩中に御協議いたしましたとおり、意見聴取を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

それでは、沖縄県不発弾等対策に関する条例（素案）に対する知事公室長の意見を求めます。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 まず、先ほどから申し上げておりますように、不発弾に対する意識啓発でありますとか、それが結果として不発弾の処理の促進、さらに県民の生活の安全確保という観点で、この条例が活用されるという観点であれば、それは県としても大変いいことだと思っております。

ただ、個別にこの条文を見ても目的もそうでしょうけれども、個別の条例のテクニカルな部分として、関係機関の定義でありますとか、そういったものの文章の精査が必要でありましようし、ここで言うところの関係機関とは何かというようなことも必要でしょうし、さらに第2条の3項に責任を持って直轄事業として取り組むよう働きかけるとございます。この直轄事業というところは、そういう事業のあり方も含めて、少し条例で規定できるかどうか、さらには地方自治法の考えからしますと、国等に関して条例で何か行為を縛るといことはなかなかしにくいのであろうというのが一般論でございますので、このあたりの工夫は必要であらうかなと考えております。精神としては国が先ほど渡久地委員がおっしゃったように、国が責任を持ってというようなことだと思っておりますが、したがってこの部分の直轄事業として取り組むというところは、県執行部としてはいかなる一今後具体的に行政の処分なり、行動としてやっていくかというのは、ちょっとなかなか見えにくいということでございます。

また、ここに県民の役割をしっかりと書いていただいているということは県執行部としても、このとおりだと思いますし、不発弾とともに考える日というのが、3月2日の位置づけも含めて議論していただければいいのではないかと思っております。

おおむね県が考える不発弾の処理の加速、あるいは県民の意識向上にこれが

寄与するものであれば、それは一定の効果を上げ得るものではないかと考えております。

○山内末子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 国の責任においてという法の趣旨に基づいて、戦後処理の一環というのをこういう条文に盛り込めるかどうかということなのですが、例えば法文化された第5条あるいは2項を含めて、沖縄不発弾等対策協議会という正式に設置された各機関連携した組織を入れることができるかどうか、国の責任においてということがもう少し明確にできるような条文にすることはどう思われますか。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、親川達男知事公室基地防災管理統括監から国の機関に向けての部分が条例になじむかどうか議論する必要がある旨説明があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

親川達男知事公室基地防災管理統括監。

○親川達男基地防災管理統括監 一般的な条例を制定をするという場合には、その自治体に限った権利とか義務とかそういったものを定めるのが条例になります。国民に対しては法律という位置づけになりますので、そういった中でこの不発弾に関しては、沖縄振興特別措置法で新たに条項ができたという前提に立ちますと、十分でないということもありますけれど、それは県が国と調整していく中で積み上げて解決してく部分だろうと思いますし、今後やることを条例の中で、国に対してこう取り組むということはちょっと条例の趣旨からすると検討すべきではないのかなという考えはございます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 現在までどれぐらいの不発弾がそもそも存在して、今日までに処理されたのがどれぐらいあって、どれぐらい残っているかというのはどうですか。

○又吉進知事公室長 約1万トンが不発弾になっただろうと、沖縄戦でですね。これまでに処理されたのが7900トンでございます。2100トンが恐らく残っているだろうと推定されます。

年間の処理件数は30から35トンでございますして、これを割っていきますと大体70年ぐらいかかるのではないかというのが一般的な見方でございます。

○玉城義和委員 7900トンが処理されたと。これはどういう場面で、どういうきっかけで見つかっているのか、戦後70年近くたっているわけで、これまで7900トンが処理をされている、あと2100トンが残っている。式からすればもうちょっと早く済みそうな感じがするけれども、どうして70年もかかるのですか。

○又吉進知事公室長 これは前にも答弁させてもらったことがありますけれども、復帰前後まだ不発弾に対する意識がこれほど高くなかった時代には、米軍が現場で爆破をするといったことも常態として行われていたようでございます。

ただ現在、不発弾がどのようにして見つかるかといいますと、不幸にして事故が発生するというのもございますけれども、基本的には磁気探査を行いまして、そこで異常点を発見して慎重に掘り進んでそこで見つかるということです。また、農作業中に見つかるとか、工事現場で見つかるとか、そういうふうにな意に発見されるということもあると、それぞれ対応していくということでございます。

○玉城義和委員 条例の素案を今見せてもらってですね、少し総論的という感じがするのですけれども、要するに今言ったような意味で、70年もかかるというのは長過ぎるので、不発弾の処理に関して加速化をするという必要があると思うのですね。そういう意味でいって、この条例にもう少し加速をするということを考えるのであれば、どういう条項が必要なのか、その辺はどうですか。

○又吉進知事公室長 先ほど申し上げましたように、不発弾の処理を加速化し、早期処理を促進するという形は、県としましては沖縄振興特別措置法の条文に沿って国に求めていくと、国がそれに応えているというのが現状でございます。

したがって、県執行部が考える条例の役割としては、その意識といったものを県民が忘れずに、行政の場においてもしっかりと常に認識できるような考え方をもち続けるというような形で、それを条例に期待したいということでございます。

実際に実務的にこの条例を根拠にして、例えば国に対して、条例がこうなのでこうしてくださいということは言いにくいと思います。条例を根拠として国に何かこれをさせるということは難しいと思います。

**○玉城義和委員** 要するに、これは目的を含めて、県の役割を含めて、どこも異論はないと思うのですね。問題は70年もかかってやるようなことではないので、この条例をつくることによって期限を切るわけにはいかないかもしれないけれども、処理について加速化していくということが条例をつくることのきっかけになって、それが早まっていくということが必要なのですね。

一般的な啓蒙とかなんとかいうことではなくて、そのスピードアップをすることが条例の一番大きなポイントだと思うのですね。そういう意味では、ぜひ県にも知恵をかしていただければと思うのですけれど。

**○又吉進知事公室長** 今、委員がおっしゃたように、不発弾に対する問題意識というのは、これは議会、執行部も変わっていないと思っています。

ただ、それを探査し、掘り出し処理するというサイクルをいかに加速化するかということでございまして、それは当然予算の裏づけでありますとか、ああいうものが必要になってまいります。また、非常に探査が困難な部分をどう解決していくか、都市計画との関係もございまして。

そういった意味では、これは国策、国の手当てという国の責任における—これは不可欠でございまして、そういったものを高いレベルで継続していくということに今この条例が資すものであれば、大変意義のあることではないかと思っております。

**○山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

**○渡久地修委員** 議員提案としてということで、私は議論していて、最初は県が提案したほうがいいんだなと思っていたのだけれども、逆に議員提案のほうがいいのではないかと考えてきているのですよ。それはなぜかという、先ほどの統括監が言った見解は、私はちょっと異論があるのですよ。この条例とい

うのは県民とかに対してやると同時に、県行政をきちんとこうしなさいというものでやるのも条例だと思うわけですよ。それで、県が国の機関を縛ることができないというのはこれは一致しています。多分できないですよ、法律上。だから私たちもその壁に当たったわけですよ。それで、先ほど皆さんが言っていた沖縄振興特別措置法附則の第5条の2—見てください、今配っているのを。国は沖縄における今次の大戦による不発弾その他の火薬類、陸上にあるもの、以下この条によって不発弾等というが沖縄振興の支障になっていることに鑑み、その処理の促進を図るため当分の間、地方公共団体の協力を得て不発弾等の調査、探査、発掘、除去等に関する施策の充実について適切な配慮をするものとする。配慮するものであるわけですよ、あくまでも配慮であるわけですよ。ここまできたというのは皆さんのここまでの努力の結果だと思ってこれは評価するのですけれども、我々沖縄側が、県議会でも市町村議会が国の責任で全部やるべきだと決議も何度もやってきたのですが、あれからするとまだ配慮というわけであるのですよね。だから、本当は国の責任で全部やってもらいたいというのが私たちの気持ちだけれども、それがなかなかここに書き込まれていない以上、県の条例でやったときにどうするかと言ったときに、この県の役割の条例案の中で、県は国に対して不発弾処理について戦後処理の一環として責任を持って直轄事業として取り組むよう働きかけるものとする、県の役割をここで書いているわけですよ。皆さん方は常に、国の責任でやるように働き続けなさいよというのを条例でうたうという、要するに変則的と言えば変則的なのですが、これは議員提案でしか書き込めない条文だと思うわけですよ。

皆さん方がこれをもし県提案だったら書き込めないものを、我々だったら皆さん方はいつでも国の責任で取り組むようにやりなさいよというのを一県を縛るものと、県に働きかけることを求めるという条文になっている、国を縛るものではなくて、そこに苦勞した跡が私はあると思うのです。その辺は、やることに関しては、別に法的にも何も問題はないでしょう、県の執行部としても。

**○親川達男基地防災統括監** 先ほど申し上げましたのは、この条例ではなくて一般的な条例についてはそういったものであると、確かに他県の条例を見ても、例えば直轄事業をしるとかそういったものはなかなか存在しないと思います。そういった趣旨で申し上げたことと、また直轄事業と言った場合、ほかの事業もそうですけれども、ほぼ国がやりますけれども、それは国の責任でと言っていましたけれども、それは今形となっているのは、財源的な措置とか、足りない部分は県からの要望で一つ一つ積み上げて現在まできていますので、方策としてはこの方策で、時間がかかっているのは確かにございますけれども、かな



り前進してきたものだろうと思います。

これは、県も議会の皆さんも一丸となってきた成果だと思しますので、そういったことからすると、直轄事業というとはかの道路ですと、一切国だけで、県も市もやらないのが通常のものでありますから、そういったものもありますので、性質的な面でいかななものかなという感想を述べたものでございます。

○**渡久地修委員** では、この第3項で「戦後処理の一環として責任を持って取り組むよう働きかけ、直轄事業として」という文言を取ってしまえば、皆さんの言っていることと、我々もそういうことを言いたいわけですよ。戦後処理として国が責任を持ってくださいよと、本当は国に直接言いたいんだけど、県はいつでもそれを、その立場で取り組みなさいよということを条例で—これは県の役割を規定するわけだから、その分に関しては異論ないわけですよ。異論がないと言うより、だから議員提案でやるという点に関しては、県はそれに対してやったほうがいい、やらないほうがいいという筋合いではなくて、これができたらできたで皆さん方はその立場で、今までもそうだったけれど、今まで以上に戦後処理の一環として働きかけていくということになるわけですよ。

○**又吉進知事公室長** 努力義務規定というような形でこれを解釈するのであれば、これが直ちに何か法令に抵触するかどうかということはないと思います。

ただ、先ほどから申し上げておりますように、県は沖縄振興特別措置法を基礎として、政府に求め、制度の拡充でありますとか、それから加速化を求めているわけでございます。県としてはその法令で政府と今後、交渉・調整していくという意味では、このあえて県執行部を縛るということが必要かどうかにつきましては、議会の中で議論していただきたいと思っております。

○**渡久地修委員** いずれにしても、これは議会の意思としてこれを表明するのが一つの大事なことだと思うのですよね。それはそれでとても意義ある項目だと、頑張れということです。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。

照屋大河委員。

○**照屋大河委員** 約70年かかるというのが、年間30トンの処理ペースということなのですが、その計算で70年なののですが、年間のペースというのは限界と思

っているのか、精いっぱい—今どういう認識ですか。もっとふやせることができるのか。

○又吉進知事公室長 今毎週のように見つかって、それを自衛隊が処理している状況でございます。今第15旅団に不発弾処理隊というものがあるわけでございます。彼らのスケジュールを見てみますと、相当手いっぱいだというふうに聞いています。したがって一何か、しかも専門家の集団でありまして、その処理にはかなり危険を伴うということもございますので、これはあくまで県の現時点での認識でございますけれども、ペースをいきなり倍増するとかそういうことはなかなか難しいだろうと思っております。

○照屋大河委員 今あったように、自衛隊の体制の問題があるということの認識だということではよろしいですか。

○又吉進知事公室長 自衛隊だけではございませんで、自衛隊の本務もございませんで、現状の処理体制、人員では精いっぱいやっておられると考えております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、沖縄県不発弾等対策に関する条例(素案)に対する意見聴取を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

午後は1時30分から再開いたします。

休憩いたします。

休憩 午後0時5分

再開 午後1時31分

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、乙第39号議案沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例につい

て審査を行います。

ただいまの議案について、交通部長の説明を求めます。

砂川道男交通部長。

**○砂川道男交通部長** それでは、公安委員会所管の議案、乙第39号議案沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料をごらんください。

今回の一部改正は、運転免許関係と交通指導関係です。

初めに、運転免許関係手数料の関係から御説明いたします。

運転免許関係手数料については、政令で定める額を標準として条例を定めなければならないとされております。平成25年の道路交通法の一部改正により道路交通法施行令の一部を改正する政令が本年6月13日までに施行されることに伴い、沖縄県警察関係手数料条例で定める運転免許試験手数料及び検査手数料の条項を整理するものであります。

概要につきましては道路交通法の一部改正により、新たに、てんかん、統合失調症など一定の病気を理由に免許を取り消された者に係る運転免許試験の免除条項が追加されることから、その運転免許試験に関する手数料の徴収根拠を定めるものであります。

また、検査手数料に関しましては、新しい条項が追加されたため、根拠条項、道交法第89条(免許の申請等)第2項が第3項へ変更されております。

なお、手数料の額の変更はありません。

次に、交通指導関係の駐車監視員資格者講習の関係について御説明いたします。今回、消費税率変更に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が本年4月1日から施行されることから、放置車両の確認等に関する必要な技能及び知識に関して行う駐車監視員資格者講習の額を改めるものであります。

改める額につきましては、現在の1万9000円から2万円へ1000円増額するものであります。

施行期日は、平成26年4月1日を予定しておりますが、運転免許関係については、政令改正手続中であり、この条例の公布日又は政令で定める日のいずれか遅い日から施行となります。

以上で、乙第39号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

**○山内末子委員長** 交通部長の説明は終わりました。

これより、乙第39号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第39号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、陳情平成25年第18号を除く公安委員会関係の陳情1件について審査を行います。

なお、陳情平成25年第18号につきましては、知事公室及び企画部と共管することから、3月24日の企画部関係の陳情審査において、質疑は終了しております。

ただいまの陳情について、交通部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

砂川道男交通部長。

○砂川道男交通部長 沖縄県公安委員会の所管に係る陳情の処理経過及び処理方針について御説明をいたします。

お手元の陳情の要旨・処理概要をごらんください。

平成25年陳情第108号公共工事発注に際しての事業用自動車（緑ナンバー）使用に関する陳情につきましては、前回の委員会以降、処理方針に変更はありませんので、御説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 交通部長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞご退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に説明員等退席)

○山内末子委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決などについて協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

乙第3号議案沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例について採決を行いますが、その前に意見、討論等はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 この職員給与改正条例は、県職員が55歳を過ぎたら、より優秀な職員とより優秀でない職員に選別されるというもので、やってはいけないものだと思います。

これは職員の間には差別・選別を持ち込むものであり反対します。

○山内末子委員長 ほかに意見、討論等はありませんか。

○玉城義和委員 同意見で反対します。

○山内末子委員長 ほかに意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第3号議案を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しないものは、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○山内末子委員長 挙手多数であります。

よって、乙第3号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、乙第6号議案社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 これは消費税の増税ですので、反対します。

理由は本会議で述べます。

○山内末子委員長 ほかに意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより乙第6号議案を採決いたします。

本案は挙手により採決いたします。

なお、挙手しないものは、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○山内末子委員長 挙手多数であります。

よって、乙第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第1号、乙第2号、乙第4号、乙第5号、乙第7号から乙第11号まで及び乙第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案10件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号、乙第2号、乙第4号、乙第5号、乙第7号から乙第11号まで及び乙第39号は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第43号議案及び乙第47号議案の議決議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第43号議案及び乙第47号議案の2件は、可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

先ほど休憩中に陳情については御協議をいたしましたので、確認だけをいたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議と認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情41件とお手元

に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、山内末子委員長から不発弾等対策に関する条例制定に向けての作業手順等の説明及び、「アミークス及び旭橋再開発事業に係る参考人及び陳情人招致の件について」招致日程と対象者の選定方法を検討していくことで意見の一致を見た。)

○山内末子委員長 再開いたします。

陳情第32号沖縄アミークスインターナショナルに関する陳情の審査のため、参考人の出席を求めるかどうかについて休憩中に確認しましたので、参考人の出席を求めるということで、日程につきまして、日程日時、案件はこれまで陳情の出ていたものでよろしいですね。

参考人の人選につきましては、理事長、校長、事務局長、陳情者ということでもよろしいですね。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。



休憩いたします。

(休憩中に、視察・調査日程について協議した結果、大学院大学、沖縄ライフサイエンス研究センター、南・北大東島への視察調査を次回定例会までに行うことで意見の一致を見た。)

○山内末子委員長 再開いたします。

視察調査等について、日程等調査については委員長に御一任願いたいと思います。以上のおりよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 山内末子